

犯罪被害者の被害回復のための休暇



公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター

専務理事兼事務局長 石和田 好男さん
相談援助担当責任者 高橋 和子さん

団体プロフィール

- 事業内容：埼玉県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
- 犯罪被害相談員4名、直接支援員9名(2012年8月現在)
- URL：<http://www.svsc8080.jp>

企業の理解が犯罪被害者の支援につながる

犯罪被害者の方々に 休暇制度が必要な理由は

- ① 事件後生じる心身の不調から、通勤・勤務が困難になるため
- ② 刑事手続きや他の事務手続き、通院等のため
- ③ 今後の生活について考える猶予が必要なため 等

犯罪被害について知ってほしい

毎日のように多くの犯罪が起こっています。いったん犯罪に巻き込まれて被害に遭うと、日常的な暮らしが損なわれるだけでなく、精神的・肉体的な苦痛、経済的な困難に見舞われることもあります。そして犯罪被害によって体験した恐怖は心の奥底に刻まれ、傷となって残ってしまうことにもなります。誰もが犯罪被害者となる可能性があるからこそ、犯罪被害者の声に耳を傾ける必要があると考えています。

犯罪被害者等基本法は平成16年に制定され翌17年から施行されました。現在は第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)の推進時期となっていますが、まだまだ犯罪被害についての世の中の関心は薄く、被害者の心情を知る人が少ないため、私たちが積極的にPRして犯罪被害の実情について広めていくことが、大事なことであると思っています。

二次的被害の理解も必要

犯罪被害には、生命の危険にさらされ、怪我をしたり、

物を盗まれるなど身体的、あるいは財産上の被害という直接的な被害だけでなく、事件後に生じる二次的な被害というものもあります。例えば、事件に遭遇したことによる精神的ショックや身体的な不調、医療費の負担や失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的・時間的な負担、周囲の人々の無責任な噂話や、マスコミの取材・報道による精神的被害がこれにあたります。また「頑張りなさい」のひと言が、「私はこ

犯罪被害者の抱える様々な問題

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件に関することが頭の中によみがえる
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

生活上の問題

- 自宅が事件現場、再被害が怖いなどからの転居
- 就業困難で、収入が途絶
- 医療費、弁護士費用等の多額の出費
- 家族内のいさかい

周囲の人の言動による傷つき

- 周囲の人からの興味本位な質問
- 民事裁判を起こすと「お金が欲しいだけ」と見られる
- 心情に沿わない安易な励ましや慰め
- 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足

加害者からの更なる被害

- 報道されるのではないかと不安
- 謝罪をしないなど、加害者の不誠実な対応
- 裁判における加害者側の責任逃れや事実と違う主張

捜査・裁判に伴う様々な負担

- 事件について何度も説明
- 時間に関する情報提供が不十分と感じる
- 慣れない法廷への出廷
- 民事裁判に費やす時間や費用

んなに頑張っているのに、まだ頑張らなくてはいけないの」と逆に追いつめる結果になることもあります。心に傷を負った方をサポートするには、それぞれの方の実情や心情をよく理解して接することが重要です。

休暇制度が被害回復の一助となる

事件や事故に遭った被害者は、警察への届出、事情聴取など捜査への協力、また怪我をした場合は病院での診察も必要になります。裁判が始まれば何度も出廷しなくてはなりません。最初のうちは有給休暇等を取得できても、度重なるうちに「また休むのか」と周囲から言われたりすることにより、休みにくくなってしまおうという声をたびたび耳にします。特に精神的な傷を負ってしまったケース等では、どうしても治療・回復に時間がかかってしまうものです。「まだ治らないのか」とか「もうこれだけ日時が経ったのだから、よくなっているのではないか」という周りからの反応が続くと、会社に居づらくなり、結果的に退職することにもつながってしまいます。

世間的に犯罪被害に対しての理解がすすみ、企業内でもそうした時の休暇の取得が、気兼ねなくスムーズにできるようになってほしいと願っています。そのためには、特別な休暇として設定されると被害者も利用しやすくなるかもしれません。仮にある企業が休暇制度を作ったとしても、実際に利用する人が続けて何人も出ることはあまり考えられません。社員のことを考慮する企業としてイメージアップになりこそすれ、企業自体のデメリットはないと思います。

相談窓口をワンフロア化

これまでそれぞれ別の場所で犯罪被害者支援をおこ

なってきた埼玉県、埼玉県警察、そして私たち埼玉犯罪被害者援助センターが、昨年より埼玉県武蔵浦和合同庁舎3階に移転し、窓口が一緒



になりました。被害者が相談に訪れたときに、この件は警察へ、カウンセリングが必要な場合はあちらへとたらい回しにすることがないように、一カ所で手続きや情報の提供ができる体制になっています。

犯罪被害直接支援員の育成

当センターでは犯罪被害直接支援員の育成も行っています。年間6回の講義を受けてもらった後、ボランティアとして活動が可能になります。昨年は3名を採用し、裁判所などへの付き添いや広報啓発活動などにあたってもらっています。昨年度の相談件数は919件。暴行傷害が最も多く、強制わいせつ、性犯罪は全体の1/3を占めています。当センターに相談にみえても警察に被害届を出そうとしない人もいますので、届け出をするように促し、必要であれば同行しています。

また、被害者の声を県民に届けるために年に2~3回、県民の集いや県民公開講座を開催しています。一部の大きな事件は新聞、テレビで報道されますが、実際にはもっと多くの犯罪が起きています。ある程度、時が経過して落ち着いた被害者の方に体験談を話してもらおうと、他人ごとではなく、自分たちの身にも起きる可能性が十分にあることを感じてもらえます。実際に起こったことの話は、みなさんよく聞いてくれますので、できるだけそうした機会を設けたいと考えています。

犯罪被害者等の方々が、仕事を辞めることなく、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について検討してみませんか
この休暇の導入方法としては、以下のようなものが考えられます。

そこで
事業主の
皆様に
提案です。

- ① 各企業における特別な休暇制度(ex.裁判員休暇・リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設
- ② 既存の特別な休暇制度を活用
- ③ 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて、必要な休暇を付与する旨を周知